

東京都公報

発行
東京都

目次

82

規則（教）

- 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………六

訓令（教）

- 宿日直手当支給規程の一部改正……………八
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………九

規則（教）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

●東京都教育委員会規則第二十七号

東京都教育委員会

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「一万分の一万二百三十七・五」を「一万分の一万一千四百十七・五」に改める。

別表第三中「一、九〇〇」を「一、九五〇」に、「一、九七〇」を「二、〇二〇」に、「二、〇四〇」を「二、〇九〇」に、「二、一一〇」を「二、一六〇」に、「二、一八〇」を「二、二四〇」に、「二、二五〇」を「二、三一〇」に、「二、三三〇」を「二、三九〇」に、「二、四二〇」を「二、四八〇」に、「二、五一〇」を「二、五八〇」に、「二、六一〇」を「二、六八〇」に、「二、六九〇」を「二、七六〇」に、「二、八一〇」を「二、八八〇」に、「二、九〇〇」を「二、九八〇」に、「三、〇〇〇」を「三、〇八〇」に、「三、〇九〇」を「三、一七〇」に、「三、一九〇」を「三、二七〇」に、「三、二九〇」を「三、三八〇」に、「三、三九〇」を「三、四八〇」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三の規定は令和六年四月一日から、改正後の規則第三十七条第一項の規定は同年十二月一日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の規定に基づいて時間講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

●東京都教育委員会規則第二十八号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「一万分の一万二百三十七・五」を「一万分の一万一千四百七十五」に改める。

別表第三中「一九六、五〇〇円」を「二〇一、六〇〇円」に、「一四二、六〇〇円」を「一四六、三〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三の規定は令和六年四月一日から、改正後の規則第四十条第一項の規定は同年十二月一日から適用する。

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の規定に基づいて日勤講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十九号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職 務 の 級	定 額
1 級	11,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 10,527 円、2 号給 10,598 円、3 号給 10,670 円、4 号給 10,741 円、5 号給 10,818 円、6 号給 10,906 円、7 号給 11,000 円、8 号給 11,099 円、9 号給 11,198 円、10 号給 11,302 円、11 号給 11,412 円、12 号給 11,528 円、13 号給 11,638 円、14 号給 11,742 円
2 級	14,400 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 12,408 円、2 号給 12,518 円、3 号給 12,628 円、4 号給 12,738 円、5 号給 12,848 円、6 号給 12,963 円、7 号給 13,073 円、8 号給 13,183 円、9 号給 13,293 円、10 号給 13,387 円、11 号給 13,480 円、12 号給 13,574 円、13 号給 13,662 円、14 号給 13,755 円、15 号給 13,849 円、16 号給 13,942 円、17 号給 14,041 円、18 号給 14,140 円、19 号給 14,239 円、20 号給 14,338 円
3 級	15,100 円
4 級	15,500 円
5 級	16,200 円
6 級	17,700 円

別表第2（第3条関係）

職務の級	定額
1 級	8,300 円
2 級	10,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 10,182 円、2 号給 10,242 円、3 号給 10,332 円、4 号給 10,422 円、5 号給 10,512 円、6 号給 10,606 円、7 号給 10,696 円、8 号給 10,786 円
3 級	11,300 円
4 級	11,600 円
5 級	11,900 円
6 級	13,000 円

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（内 払）

2 令和六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の学校職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて、職員に支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十号

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 前項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて教育委員会があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定めるところによる。

第七条中「において、前条」を「において、前条第一項」に、「は、前条」を「は、同項」に改める。

付則別表第一を次のように改める。

付則別表第1（付則第2項関係）

職員の区分		第3条第1号 の職員及び第 4条第1号の 職員	第3条第2号 の職員及び第 4条第2号の 職員	第3条第3号 の職員及び第 4条第3号の 職員
期間の区分		円	円	円
(1)	採用の日又は第4条第1号から第3号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(6)	(5)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(7)	(6)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(8)	(7)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(9)	(8)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(10)	(9)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(11)	(10)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(12)	(11)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(13)	(12)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(14)	(13)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(15)	(14)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(16)	(15)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(17)	(16)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(18)	(17)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(19)	(18)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
(20)	(19)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	220,600	193,000	125,900

(21)	(20)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	214,500	187,000	120,400
(22)	(21)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	208,100	181,200	114,900
(23)	(22)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	201,800	175,400	109,600
(24)	(23)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	195,400	169,600	104,200
(25)	(24)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	189,000	163,800	98,600
(26)	(25)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	182,600	157,900	93,600
(27)	(26)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	176,300	152,100	88,500
(28)	(27)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	169,900	146,300	83,600
(29)	(28)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	163,500	140,400	78,600
(30)	(29)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	157,100	134,300	73,600
(31)	(30)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	151,800	129,200	69,100
(32)	(31)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	146,500	124,100	64,600
(33)	(32)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	141,300	119,100	60,100
(34)	(33)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	135,900	114,200	56,600
(35)	(34)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,500	109,100	53,300
(36)	(35)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	125,200	104,100	50,100
(37)	(36)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	120,000	99,200	46,800
(38)	(37)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	114,700	94,300	43,600
(39)	(38)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	109,500	89,500	40,500
(40)	(39)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	104,200	84,800	37,400

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

職員の区分		第3条第1号 の職員及び第 4条第1号の 職員	第3条第2号 の職員及び第 4条第2号の 職員	第3条第3号 の職員及び第 4条第3号の 職員
期間の区分				
(1)	採用の日又は第4条第1号から第3号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間	円 315,200	円 275,700	円 179,800
(2)	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(3)	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(4)	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(5)	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(6)	(5)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(7)	(6)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(8)	(7)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(9)	(8)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(10)	(9)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(11)	(10)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(12)	(11)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(13)	(12)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(14)	(13)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(15)	(14)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(16)	(15)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(17)	(16)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(18)	(17)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(19)	(18)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(20)	(19)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	315,200	275,700	179,800

(21)	(20)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	306,400	267,200	172,000
(22)	(21)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	297,300	258,900	164,200
(23)	(22)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	288,300	250,600	156,500
(24)	(23)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	279,100	242,300	148,800
(25)	(24)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	270,000	234,000	140,800
(26)	(25)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	260,900	225,600	133,700
(27)	(26)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	251,800	217,300	126,400
(28)	(27)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	242,700	209,000	119,400
(29)	(28)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	233,500	200,500	112,300
(30)	(29)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	224,400	191,900	105,200
(31)	(30)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	216,800	184,600	98,700
(32)	(31)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	209,300	177,300	92,300
(33)	(32)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	201,800	170,200	85,900
(34)	(33)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	194,100	163,100	80,900
(35)	(34)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	186,400	155,800	76,200
(36)	(35)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	178,900	148,700	71,500
(37)	(36)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	171,400	141,700	66,900
(38)	(37)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	163,900	134,700	62,300
(39)	(38)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	156,400	127,900	57,900
(40)	(39)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	148,900	121,200	53,400

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条に一項を加える改正規定及び第七条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の学校職員の初任給調整手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の学校職員の初任給調整手当に関する規則の規定に基づいて職員に支払われた初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十一号

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の宿日直手当支給に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇五〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の宿日直手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。
- 3 令和六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前の学校職員の宿日直手当支給に関する規則の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十二号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万二千五百」を「一万分の二万五千」に改め、同項第二号中「一万分の一万十二・五」を「一万分の一万九百二・五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第三号中「一万分の一万百二十五」を「一万分の一万一千二十五」に、「一万分の一万五千五百」を「一万分の一万七千」に改め、同項第四号中「一万分の五千七百八十五」を「一万分の六千二百三十」に、「一万分の九千」を「一万分の八千五百」に改め、同項第五号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の五千三百四十」に改め、同項第六号中「一万分の四千九百五十」を「一万分の五千四百」に、「一万分の六千五百」を「一万分の七千」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十三号

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する

る規則（昭和五十年東京都教育委員会規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「認めた」を「認める」に、「者又は」を「者、」に、「の表に掲げる」を「に規定する」に改め、「受ける者」の下に「又は公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下この条において「教育訓練等」という。）として委員会が認めるものを受ける者」を加え、「学資等」を「学資又は職業訓練若しくは教育訓練等に要する費用（以下この項において「学資等」という。）」に改め、同条第二項第一号中「一万三千元」を「一万五千元」に改め、同項第二号中「一万七千元」を「二万円」に改め、同項第三号中「者又は」を「者、」に、「これ」を「これら」に改め、「受ける者」の下に「又は前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者」を加え、「一万六千元」を「一万九千元」に改め、同項第四号中「者又は」を「者、」に、「（前号に掲げるものを除く。）を受ける者」を「受ける者（前号に掲げる者を除く。）」に改め、「職業訓練を受ける者」の下に「又は前項第一号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。）」を加える。

第五条の二第二項中「一万二千元」を「八千元」に改める。

第九条の二第二項第一号イ中「千五百四十万円」を「千四百三十五万円」に改め、同号ロ中「千五百万円」を「千三百九十五万円」に改め、同号ハ中「千四百六十万円」を「千三百五十万円」に改め、同号ニ中「八百七十五万円」を「八百六十五万円」に改め、同号ヘ中「六百十五万円」を「六百二十万円」に改め、同号ト中「四百八十五万円」を「五百万円」に改め、同号リ中「二百五十万円」を「二百五十五万円」に改め、同号ヌ中「百九十五万円」を「二百万円」に改め、同号ル中「百四十五万円」を「百五十万円」に改め、同号ヲ中「百五十万円」を「百十万円」に改め、同号ワ中「七十五万円」を「八十万円」に改め、同号カ中「四十五万円」を「五十万円」に改める。

第九条の三第二項第一号ロ中「千百十五万円」を「千四十五万円」に改め、同項第二号ロ中「千百十五万円」を「千四十五万円」に改め、同項第三号ロ中「七百八十万円」を「七百三十万円」に改め、同項第四号ロ中「四百四十五万円」を「四百二十万円」に

改める。

第九条の十三第一項第一号中「せき髄」を「脊髄」に改め、「常に」の下に「又は随時」を加え、同項第二号中「常に」の下に「又は随時」を加える。

別記第六号の三様式（表）中

□ せき髄その他神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要する者（第1級）

□ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要する者（第1級）を

傷病等級第1級又は障害等級第1級に最初該当することとなった日 年 月 日

□ 脊髄その他神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要する者（第1級）

□ 脊髄その他神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、随時介護を要する者（第2級）

□ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要する者（第1級）に

□ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、随時介護を要する者（第2級）

傷病等級第1級若しくは第2級又は障害等級第1級若しくは第2級に最初に該当することとなった日 年 月 日

改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（以下「改正後の規則」という。）（第五条第一項及び第二項の規定（次項に規定するものを除く。）は、令和四年四月一日以後の期間に係る奨学援助金について適用し、同日前の期間に係る奨学援助金については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第五条第二項第一号及び第二号の規定並びに同項第三号の規定（「一

「一万九千円」を「一万八千円」に改める部分に限る。）は、令和六年四月一日以後の期間に係る奨学援助金について適用し、同日前の期間に係る奨学援助金については、なお従前の例による。ただし、平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間に係る奨学援助金についての同項第一号及び第二号の規定の適用にあつては、同項第一号に掲げる額は「一万四千円」と、同項第二号に掲げる額は「一万八千円」とし、平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間に係る奨学援助金についての同項第三号の規定の適用にあつては、同号に掲げる額は「一万八千円」とする。

4 改正後の規則第五条の二第二項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る就労保育援護金について適用し、施行日前の期間に係る就労保育援護金については、なお従前の例による。ただし、施行日から令和七年三月三十一日までの間における施行日前から引き続き第五条の二第一項に該当する者に対する改正後の規則第五条の二第二項の規定の適用については、同項中「八千円」とあるのは、「八千円（東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則（令和六年東京都教育委員会規則第三十三号）の施行の日前から引き続き保育児である者にあつては、一万円）」とする。

5 改正後の規則第九条の二第二項第一号の規定（次項に規定するものを除く。）は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例によ

6 改正後の規則第九条の第二項第一号イからニまでの規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例による。

7 改正後の規則第九条の第三二項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた遺族補償の受給権者については、なお従前の例による。

8 改正後の規則第九条の十三の規定及び別記第六号の三様式は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由の生じた長期家族介護者援護金について適用し、同日前に支給す

べき事由の生じた長期家族介護者援護金については、なお従前の例による。

9 施行日前に、この規則による改正前の東京都教育委員会の任命に係る非常勤職員、公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第五條第二項第一号及び第二号の規定に基づいて支払われた奨学奨護金のうち、平成二十九年四月一日以後の期間に係る奨学奨護金は、改正後の規則第五條第二項第一号及び第二号の規定（附則第三項ただし書の規定により読み替えて適用される場合を含む。）による奨学奨護金の内払とみなし、改正前の規則第五條第二項第三号の規定に基づいて支払われた奨学奨護金のうち、平成三十一年四月一日以後の期間に係る奨学奨護金は、改正後の規則第五條第二項第三号の規定（附則第三項ただし書の規定により読み替えて適用される場合を含む。）による奨学奨護金の内払とみなす。

10 施行日前に、改正前の規則第九条の第二項第一号（イからニまでの規定を除く。）の規定に基づいて支払われた障害特別援護金のうち、令和六年四月一日以後の期間に係る障害特別援護金は、改正後の規則第九条の第二項第一号の規定による障害特別援護金の内払とみなす。

11 この規則の施行の際、改正前の規則別記第六号の三様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第十三号

都 立 小 学 校	都 立 中 学 校	都 立 特 别 支 援 学 校	都 立 中 等 教 育 学 校	都 立 高 等 学 校	事 業 所	教 育 庁 出 張 所	教 育 事 務 所	教 育 庁
-----------------------	-----------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	-------------	----------------------------	-----------------------	-------------

宿日直手当支給規程（昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十四日

東京都教育委員会

第二条の表中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇五〇円」に改める。

附 則

- 1 この訓令による改正後の宿日直手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和六年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。
- 2 令和六年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

規 則（人）

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十四日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

- 2 前項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第七条中「において、前条」を「において、前条第一項」に、「は、前条」を「は、同

項」に改める。
付則別表第一を次のように改める。

付則別表第 1（付則第 2 項関係）

職員の区分		第 3 条第 2 号 の職員及び第 4 条第 2 号の 職員	第 3 条第 4 号 の職員及び第 4 条第 4 号の 職員	第 3 条第 6 号 の職員及び第 4 条第 6 号の 職員
期間の区分	職員の区分			
(1)	採用の日又は第 4 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号の職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の 3 月 31 日までの期間	円 193, 000	円 125, 900	円 87, 600
(2)	(1) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(3)	(2) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(4)	(3) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(5)	(4) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(6)	(5) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(7)	(6) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(8)	(7) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(9)	(8) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(10)	(9) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	193, 000	125, 900	87, 600

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	187, 000	120, 400	83, 000
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	181, 200	114, 900	78, 300
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	175, 400	109, 600	73, 600
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	169, 600	104, 200	69, 000
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	163, 800	98, 600	64, 300
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	157, 900	93, 600	60, 000
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	152, 100	88, 500	55, 700
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	146, 300	83, 600	51, 300
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	140, 400	78, 600	47, 200
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	134, 300	73, 600	43, 000
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	129, 200	69, 100	39, 200
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	124, 100	64, 600	35, 400
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	119, 100	60, 100	31, 600
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	114, 200	56, 600	28, 800
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	109, 100	53, 300	26, 200
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	104, 100	50, 100	23, 500
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	99, 200	46, 800	20, 900
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	94, 300	43, 600	18, 300
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	89, 500	40, 500	15, 600
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	84, 800	37, 400	13, 000

別表第一を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

職員の区分		第 3 条第 1 号から第 6 号までの職員及び第 4 条第 1 号の職員				
期間の区分		第 3 条第 1 号の職員及び第 4 条第 1 号の職員	第 3 条第 2 号の職員及び第 4 条第 3 号の職員	第 3 条第 3 号の職員及び第 4 条第 4 号の職員	第 3 条第 4 号の職員及び第 4 条第 6 号の職員	
(1)	採用の日又は第 4 条第 1 号から第 6 号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日までの属する年の翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200 円	275, 700 円	207, 500 円	179, 800 円	125, 200 円
(2)	(1) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(3)	(2) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(4)	(3) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(5)	(4) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(6)	(5) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(7)	(6) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(8)	(7) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(9)	(8) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(10)	(9) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	315, 200	275, 700	207, 500	179, 800	125, 200

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	306, 400	267, 200	199, 000	172, 000	118, 500
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	297, 300	258, 900	190, 600	164, 200	111, 800
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	288, 300	250, 600	182, 200	156, 500	105, 200
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	279, 100	242, 300	174, 000	148, 800	98, 500
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	270, 000	234, 000	165, 800	140, 800	91, 800
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	260, 900	225, 600	158, 100	133, 700	85, 700
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	251, 800	217, 300	150, 500	126, 400	79, 500
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	242, 700	209, 000	142, 800	119, 400	73, 300
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	233, 500	200, 500	135, 100	112, 300	67, 400
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	224, 400	191, 900	127, 500	105, 200	61, 400
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	215, 800	184, 600	120, 600	98, 700	56, 000
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	209, 300	177, 300	113, 700	92, 300	50, 500
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	201, 800	170, 200	106, 800	85, 900	45, 100
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	194, 100	163, 100	101, 600	80, 900	41, 200
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	186, 400	155, 800	96, 400	76, 200	37, 400
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	178, 900	148, 700	91, 200	71, 500	33, 600
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	171, 400	141, 700	85, 900	66, 900	29, 900
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	163, 900	134, 700	80, 500	62, 300	26, 100
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	156, 400	127, 900	75, 300	57, 900	22, 300
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の 3 月 31 日までの期間	148, 900	121, 200	69, 800	53, 400	18, 500

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条に一項を加える改正規定及び第七条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の初任給調整手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の初任給調整手当に関する規則の規定に基づいて職員に支払われた初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三（五三二一）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む） 三〇円

印刷所
三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三（五二七六）〇八一一（代）

郵便番号
101-0051